

みなさん、ご存知ですか？

京都府地球温暖化対策条例では

アイドリング・ストップ (駐停車時のエンジン停止) は

義務

となっています

アイドリング禁止



一部、例外(認められる場合)もあります

信号待ち

渋滞中

人の
乗降時

冷凍車
保冷車

緊急
自動車

その他
やむを得ない場合

自動車等の管理者、駐車場の設置者・管理者にも**義務**があります



自動車等の管理者

運転者に対し、**指導**その他の適切な措置を講じる



規則で定める駐車場の設置者・管理者

看板の設置その他の方法により**周知**する

いくつかできていますか？「エコドライブ10のすすめ」

- 1 自分の燃費を把握しよう
- 2 ふんわりアクセル「eスタート」
- 3 車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転
- 4 減速時は早めにアクセルを離そう
- 5 エアコンの使用は適切に
- 6 ムダなアイドリングはやめよう
- 7 渋滞を避け、余裕をもって出発しよう
- 8 タイヤの空気圧から始める点検・整備
- 9 不要な荷物はおろそう
- 10 走行の妨げとなる駐車はやめよう

■ 京都府地球温暖化対策条例（抜粋）

第5節 自動車交通に係る地球温暖化対策

（自動車等の使用抑制等）

第33条 事業者、府民及び観光旅行者等は、温室効果ガスの排出の抑制を図るため、事業活動、日常生活又は滞在中の活動に関し、公共交通機関又は自転車の利用等により、自動車等の使用の抑制に努めるものとする。

2 自動車等を使用し、又は所有する者は、自動車等の使用に伴う温室効果ガスの排出を最少限に抑制するための自動車等の適正な整備及び運転（以下「エコドライブ」という。）に努めるものとする。

（自動車等のアイドリング・ストップ）

第34条 自動車等を運転する者は、自動車等の使用に伴う温室効果ガスの排出を抑制するため、自動車等を駐車し、又は停車するときは、自動車等の原動機の停止（以下「アイドリング・ストップ」という。）を行わなければならない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

（事業者のアイドリング・ストップの遵守指導等）

第35条 事業者は、その管理する自動車等を運転する者に対し、前条の規定によるアイドリング・ストップを行うよう、指導その他の適切な措置を講じなければならない。

（駐車場の設置者等によるアイドリング・ストップの周知）

第36条 規則で定める駐車場の設置者及び管理者は、当該駐車場の利用者に対し、第34条の規定によるアイドリング・ストップを行うよう、看板の設置その他の規則で定める方法により周知しなければならない。

■ 京都府地球温暖化対策条例施行規則（抜粋）

（アイドリング・ストップの特例）

第38条 条例第34条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 道路交通法第7条の規定により信号機の表示する信号等に従って自動車等を停止する場合その他同法の規定に基づき自動車等を停止する場合
- (2) 交通の混雑その他の交通の状況により自動車等を停止する場合
- (3) 人の乗降のために自動車等を停車する場合
- (4) 自動車等の原動機を貨物の冷蔵等に用いる装置その他の附属装置（自動車の運転者室及び客室の冷房又は暖房を行うための装置を除く。）の動力として使用する場合
- (5) 道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第13条第1項各号に規定する自動車当該緊急用務に使用されている場合
- (6) その他やむを得ないと認められる場合

（駐車場の規模）

第39条 条例第36条の規則で定める駐車場は、自動車等の駐車のために供する部分の面積が500平方メートル以上のものとする。

（アイドリング・ストップの周知方法）

第40条 条例第36条の規則で定める方法は、次に掲げる方法であって、地球温暖化対策指針で定めるものとする。

- (1) 看板の設置
- (2) ポスター等の掲示
- (3) その他周知の方法として十分な効果が認められるもの